



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 31(3-4下), 489-491
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16357
Type	other
File Information	31(3-4)2_p489-491.pdf



北海道大学法学部法学会記事

昭和五五年六月七日(土)午後一時—五時

「フランスにおける経済構造の変革と団体交渉の変容」

講師 日仏会館フランス学長

リヨン大学教授

ジャック・マゴ

通訳

保原喜志夫

出席者

三〇名

本講演の内容については北大法学論集第三一卷第二号二八九頁以下参照。

昭和五五年七月一八日(金)午後一時半—五時

「眞山青果の歴史劇」

講師 オクスフォード大学セント・アントニーズ・コレジ

ブライアン・パウエル博士

出席者

二五名

報告者 Brian Powell 博士は、オクスフォード大学モードリン・コレジを終えた後、日本近代文学特に近代演劇の成立について研

究し、プロレタリア演劇についてのすぐれた論文で学位を取り、その後も松井須磨子から築地小劇場、前進座にいたるまで、論文が多い。ちなみに、同行の Irena 夫人も、近代日本文学専攻で、「文壇」の文芸社会学的な分析について本を書き上げたところである。

報告は、眞山青果の歴史劇をシェイクスピアのそれとの比較において、狭い「劇壇」内の劇評よりも広い、比較文化論や社会思想の視点から論じるものであった。出席者の中にはシェイクスピアに親しんでいる人はいいても、青果については、名を知る人も少かったのではなからうか。報告は日本の知識人が、自国の文芸についてとかく疎く、専門の中に閉じこもりがちな盲点を、横合いから衝いたように思われた。

歴史劇は、日本の演劇においてきわめてポピュラーなジャンルである。英国においてもシェイクスピアの歴史劇はその最たるものである。両者を通観すると、歴史劇は、何らかの意味における権力批判が存在するという歴史的条件のもとで生れる(青果のリベラルな態度、エリザベス朝の王や宮廷に対する活潑な批判)ことがうかがわれる。次に歴史劇の性格について幾つかの手がかりを挙げて、青果とシェイクスピアとを比較し、さらに青果もシェイクスピアも、座付き役者として台本を書いて来たこと、そのことが彼らの作品の質と、上演の成功をもたらしたことが説明される。

科白の美しさが歴史劇の生命であるが、そこに科白の美と史実

への忠実という二つの要請が衝突することにもなる。青果の歴史劇にいちじるしいのは、この場合、決して史実を犠牲にしないことである。このような史実への忠実には、青果の作品におけるト書きの詳細さ（この辺重要な例を朗読）やその基礎にある驚くべく徹底した考証にも現われている。

日本では歴史劇がポピュラーだが、外国人にとっては、面白いものばかりではない。その中で、外国人の観客に青果の戯曲が訴えて来るのは、作品がはっきりした構成をもっているからである。その核になっているのは作品中のコンフリクトである。日本の演劇では、はっきりしたコンフリクトをもった作品はめづらしい。

*

報告において、対象をとり上げる角度が広い範囲にわたるものであったため、国文学、英文学の方からもめづらしい顔ぶれが出る席され、討論も、青果の伝記、青年期の挫折・孤立と考証癖との関係、青果とマルクス主義、報告者のいわゆるコンフリクトとは何か、日本の国民性とコンフリクトとの関係、等々、多岐にわたる活発であった。

昭和五五年一〇月一七日（金）午後一時半—四時半

「公共施設周辺地域整備法について」

講師

遠藤博也

出席者

二四名

公共施設の建設、設置、管理などの問題を取扱うにあたっては、その周辺の土地、さらに広がりをもった周辺の地域をもあわせて考えなくてはならない。これらが周辺の土地や地域に環境上の影響を及ぼし、または、地域の経済的社会的構造に深刻かつ急激な変革をもたらすことが少なくないからである。このような考え方は、昭和四〇年代に入って立法上にも登場することになる。①昭和四一年防衛施設周辺の整備等に関する法律、②四二年公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律、③四七年琵琶湖総合開発特別措置法、④四八年水源地域対策特別措置法、⑤四九年発電用施設周辺整備法、⑥四九年防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（上記①の大改正）、⑦四九年上記②の大改正、⑧五三年特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法、⑨五五年幹線道路の設置の整備に関する法律などがその例である。

これらは、主として空港などの騒音対策等から出発し、いわば事業損失の延長線上に位置づけられる第一グループ（上記①②③⑦⑧⑨）と、主として大規模公共施設等による地域社会への影響に対する地域振興対策等を目的とする第二グループ（上記④⑤⑥）とに分けることができる。第一グループについては、歴史的沿革を中心とする比較検討、第二グループについては、内容上の比較検討を加えた上で、最後に以下の問題点を提起したものである。

(1) 公共施設とその周辺をめぐる法制の検討、(2) 公用収用の公共性、(3) 生活再建と事業損失、(4) 利害調整メカニズムと費

用負担、(5) 紛争アセスメント。
(なお、詳細は本誌別掲の同名の遠藤論文を参照されたい。)